

玉野市立田井小学校 いじめ防止基本方針（概要）

令和4年3月策定

いじめに関する現状と課題

本校のいじめの認知件数は、年3～4件程度で推移している。今年度は特に言葉遣いの乱れからいじめにつながったり、トラブルになったりする事案が発生した。ネットを介した問題も近年発生しており、今まで以上に児童の実態を把握し、早期発見に努める必要がある。同時に心の教育にも力を入れ、児童一人一人が自己有用感や自己肯定感を育むことで、いじめの未然防止に努めていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは、絶対に許さないという学校をめざして、いじめ対策の充実を図る。そのために道徳・人権教育の充実や計画的な体験活動等の様々な教育活動を総合的に実践し、児童の望ましい人間関係づくりや社会性の育成に取り組むとともに、児童自身がいじめを自分たちの問題として捉え、主体的に解決していこうとする力を育成することが必要である。

<重点となる取組>

- ・人間関係づくりを意図的・計画的に取り入れた異学年交流活動や社会体験等の様々な体験活動や行事を行い、コミュニケーション力の向上等社会性の育成に努める。
- ・特別支援教育の視点に立った授業のユニバーサルデザイン化による「分かる授業」の実施や、補充学習や個別指導等による学力保障の具体的な取組の実施を通して、自己有用感の向上を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・PTAや学校運営協議会、地域の関係団体、地域学校協働本部、たい子ども楽級等の組織との連携を強化する。
- ・いじめに関する情報提供や各種の相談窓口・学校の相談窓口を掲載した学校便りを発行する。
- ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・問題発生直後の職員会議で、緊急時は職員朝会で伝達

<構成メンバー>

- ・校外…スクールカウンセラー、保健師、学校医、SSW
- ・校内…校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<関係機関名>

- ・県教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、SSWの派遣

<学校側の窓口>

- ・教頭

<関係機関名>

- ・玉野警察署

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換

<学校内対応>

- ・生徒指導主事

学校が実施する取組

- | | |
|--------------|--|
| ①
いじめの防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・事例研究やカウンセリング演習などの校内研修を充実させ、全職員でいじめについての共通理解を図る。 ・社会性や児童自身がいじめを自分たちの問題として捉え、主体的に解決していこうとする力を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳・人権教育を推進する。 ・インターネット上のいじめを防止するために、発達段階に応じた情報モラルに関する授業を行う。 ・特別支援教育の視点に立った授業のユニバーサルデザイン化による「分かる授業」を実施する。 ・いじめに関する情報提供や各種の相談窓口・学校の相談窓口を掲載した学校便りを発行する等して、保護者や地域の方へ啓発活動を行う。 |
| ②
早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケートを年2回実施し、いじめ問題の早期発見を図る。 ・休憩時間や掃除時間、係活動など、子どもたちと一緒に過ごす機会を増やし、日記や作文等を活用し子どもたちの心の変化を把握する。 ・年2回の定期教育相談の充実を図ることで児童とのより親密な人間関係づくりに努め、児童の生活の様子を把握する。いつでも利用できる教育相談室を整備し、相談しやすい環境を作る。 ・定期的な生徒指導連絡会により、全職員でいじめ問題等の生徒指導上の情報の共有を図る。 |
| ③
いじめへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事案が明らかになったとき、迅速にいじめ対策委員会を立ち上げ事実関係を明確にし、被害者、加害者双方の保護者に伝える。今後の指導方針、役割分担について決定し、サポートチームを組む。 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、いじめた児童の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。 ・発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童など、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。 |